



平成27年5月28日

各位

会 社 名 ユナイテッド株式会社

代 表 者 名 代表取締役会長 CEO 早 川 与 規

(コード 2497 東証マザーズ)

問 合 せ 先 執行役員 経営管理本部長 山 崎 良 平

(TEL 03 (6821) 0000 (代表))

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月25日開催予定の第18回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第27条(取締役の責任免除)及び第36条(監査役の責任免除)の一部を変更するものです。なお、第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成27年6月25日

定款変更の効力発生予定日 平成27年6月25日

以上

【別紙】

(下線部は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第27条</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規程により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第36条</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第36条</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

■本リリースに関するお問い合わせ

ユナイテッド株式会社 IR担当

Tel: 03-6821-0008 E-mail: ir@united.jp